

陳情第137号	受理年月日	平成28年1月25日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目11-1 軸丸 智裕	
件名	住民サービス戸別対応条例の制定について	
要旨	<p>本市では、自治会の加入促進を行っているが、自治会の維持自体は大変な苦勞を伴うのが現状である。</p> <p>自治会の活動は千差万別であると思われるが、その主なものは、市政だよりの配布や回覧板による催し物の通知、ごみステーションの清掃、市で設置できない地域の電灯設置、よろず相談、そのほか交通共済の案内や地域文化の催しの配布などである。</p> <p>自治会の活動に関し、さまざまな理由から加入・未加入をめぐる紛争や不安、自治会では手に負えない事例がある。例を挙げると、未加入者には市政だよりが配布されない、未加入者によるごみステーションに関する苦情、孤独死などの問題である。</p> <p>については、個々の住民の権利を擁護し、自治会等が円滑に活動でき、行政が的確に対応できるようにするため、住民サービス戸別対応条例を制定していただきたい。(条例案の内容は別紙のとおり)</p>	

別紙（陳情第137号）

住民サービス戸別対応条例（案）

市が住民サービスを円滑に行うため、下記の条例を制定する。

- (1) 市の広報に関して、次のとおりとすること。
 - 1 市政だより及び広報物の戸別郵送配布を、自治会加入しているかは問わず、希望者に対し、前払いにより市政だより発行時期に合わせ月 200 円以下で行うこと。
 - 2 無償で1と同じ内容のメールマガジンの発行を義務づけること。
 - 3 自治会等加入者については、市の広報を無償配布や回覧するものとする。
 - 4 3に関し、自治体の配布状況を知るために、市は自治会から加入者の住所のみの情報を得ることができるものとする。
- (2) ごみの回収に関し、次のとおり行うこと。
 - 1 ごみの時間指定での戸別訪問回収を有償で行うこと。
 - 2 ごみステーションを設置している場合は、台帳で管理すること。
 - 3 2において、管理に際して自治会等と「何人にも使えるステーションとして」個別契約を結び補助金を支払うこと。
 - 4 なお、自治会は加入者など状況により、ステーションの管理契約を放棄することができるものとする。その場合は、該当地域住民に対し、別途清掃費用を一律に徴収してよいものとする。
 - 5 ごみステーションに対し、回収予定時間を明記しておくこと。
- (3) 地域内の電灯の維持に関する費用について、自治会等の申請に基づき、必要と認めれば、自治会未加入者に対し支払いを促すこと。ただし、住民はこれを拒否することができるものとする。
- (4) 住民のよろず相談に関するコールセンターを無料で24時間対応で設置し、相談を電子メール・FAXにて行い、適切に記録し、それに必要に応じて対応する課を設けること。
- (5) 成人の住民個々に関し、年1回書面を送付し、その返信により状況確認を行うこと。その中で任意回答により次の質問事項を設けること。
 - 1 家計を同一とする家族の構成
 - 2 町内会の加入状況
 - 3 確定申告をしているか
 - 4 健康診断を受けているか、治療している病気があるか
 - 5 失業中かどうか

- 6 生活保護の受給を受けているか
 - 7 年金の受給を受けているか
 - 8 地域に対し著しい不満を抱えているか
 - 9 収入や健康状態に対し、行政からの相談を必要と考えるか
 - 10 市政だよりの戸別郵送配付の希望の有無とその期間（事前支払）
 - 11 その他
- (6) 一定地番区域ごとに一つ以上、ふれあい掲示板（仮）を置くこと。
- 1 住民が行政に書面で連絡・許可を得ることで、自由に張れる掲示板を設け、これを設置・維持すること。（ペットの行方不明など）
 - 2 掲示板は商用広告も可能とするが、一つにつきA4までとすること。
 - 3 掲載期間は2週間とし、継続には期間が切れた後の申請とすること。
 - 4 行政は場合により自治会に管理を委託すること。

(7) 下記案件の点検・管理に関して、防災上・公共公益上の観点から、特に次のとおり定めること。

- 1 道路（街灯、雑草、放置自転車、放置自動車、街路樹、ごみを含む）
- 2 雨水溝
- 3 外見上判別のできる家屋の倒壊
- 4 外見上判別のできる危険な状況
- 5 川べり、海岸沿い
- 6 公園
- 7 公有地、行政管理地
- 8 その他、必要なところ

(制定項目)

- 1 見回りする行政の所管を設定する。
- 2 住民が上申する際の任意様式を設定する。
任意形式では、地図・写真を添付する。（緊急時はその限りではない）
デジタルで提出できるようにする。
- 3 最低でも年に1回、点検をする。
 - (1) 該当地区の点検や清掃に関し、行政の点検とは別に行政が個別に区分けをし、自治会やボランティア団体や個人、消防団などに正式依頼をし、個別協定締結を行い、書面（写真・地図を含むもの）による報告を受け、状況により助成金を支払い、物資を供与・貸与することができる。
 - (2) 委託地域は、地図により公開する。
- 4 いつ点検・整備をしたのか、その状況が確認できる台帳を設置する。
- 5 関連法令を制定・整備し、これを公開する。

- (8) 市政相談・提案、区政相談・提案を行うこと。
- 1 これに関し、詳細の規則は、今後、法令により定め開示すること。
 - 2 本件に関し、提案として市民から提出されたものは、公開・非公開を市民に確認し、公開に関し公序良俗に反していなければ、その件名を全て公開すべきものとする。なお、それ以外に関しては、これを非公開とすること。
 - 3 インターネット上において、これを行うこと。
- (9) 住民はインターネット上や郵便、FAX、電話により、安価な方法で適切に行政サービスを受ける権利を有すること。
- (10) 住民は銀行を使った振り込みや郵便小為替により、行政に対し支払いを行う権利を有すること。使用できる銀行口座番号は、これを公開すること。